

第3章 生活排水処理対策の目標

1 生活排水処理施設の整備計画

(1) 生活排水処理施設別の事業計画

中間目標年度（令和8年度）及び目標年度（令和14年度）においては、表11に示すように、県内の全20市町において、継続して生活排水処理施設整備事業を実施することとしております。

集合処理については、19市町において、公共下水道や農業集落排水施設等の事業を実施し、個別処理については、全20市町が事業を実施する計画です。

引き続き、県内全域で生活排水処理施設の整備を推進することとしており、山間部や南予地域においても生活排水処理施設の整備が促進されるものと期待されます。

表11 生活排水処理施設別の事業計画

生活排水処理 施設の種類の種類		第一次構想 基準年度 (平成7年度末)	第二次構想 基準年度 (平成14年度末)	第三次構想 基準年度 (平成23年度末)	第四次構想		
					基準年度	中間目標年度	目標年度
					(令和3年度末)	(令和8年度末)	(令和14年度末)
集 合 処 理	公 共 下 水 道	17	23	15	15	15	15
	特定環境保全公共下水道	8	12	6	6	6	6
	農 業 集 落 排 水 施 設	17	24	12	11	11	11
	漁 業 集 落 排 水 施 設	2	7	5	5	5	5
	簡 易 排 水 施 設	1	1	1	1	1	1
	コミュニティ・プラント	6	7	5	4	4	3
集合処理実施市町村数		35	44	19	19	19	19
個別処理実施市町村数		37	54	20	20	20	20
生活排水処理施設整備事業実施市町村数		53	68	20	20	20	20
全市町村数		70	70	20	20	20	20

(2) 汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率は、表12に示すとおり、第四次構想の基準年度（令和3年度）の1,095千人、82.1%が、中間目標年度（令和8年度）においては1,115千人、87.7%、目標年度（令和14年度）においては1,096千人、91.2%に増加する計画です。

生活排水処理施設別に汚水処理人口の構成を見ると、最も多いのが公共下水道であり、令和3年度の55.3%から目標年度には61.1%へと5.8%増加しており、次いで合併処理浄化槽が22.6%から27.0%へと4.4%増加となっており、この両方で汚水処理人口の97%を占める予定です。

表12 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

生活排水処理施設の種類	第一次構想		第二次構想		第三次構想		第四次構想						
	基準年度 (平成7年度末)		基準年度 (平成14年度末)		基準年度 (平成23年度末)		基準年度 (令和3年度末)		中間目標年度 (令和8年度末)		目標年度 (令和14年度末)		
	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	
行政人口	1,523	-	1,502	-	1,441	-	1,334	-	1,272	-	1,202	-	
集合処理	公共下水道	365	24.0%	561	37.3%	686	47.6%	738	55.3%	748	58.8%	735	61.1%
	特定環境保全公共下水道	1	0.04%	12	0.8%	21	1.4%	18	1.3%	16	1.3%	16	1.3%
	農業集落排水施設	5	0.3%	29	1.9%	40	2.8%	33	2.5%	25	2.0%	19	1.6%
	漁業集落排水施設	2	0.1%	4	0.3%	5	0.4%	3	0.2%	3	0.2%	2	0.2%
	簡易排水施設	0.05	0.003%	0.04	0.003%	0.03	0.002%	0.03	0.002%	0.02	0.002%	0.02	0.001%
	コミュニティ・プラント	8	0.6%	5	0.4%	6	0.4%	1	0.1%	1	0.1%	0.2	0.01%
小計	381	25.0%	611	40.7%	758	52.6%	793	59.4%	793	62.4%	772	64.2%	
合併処理浄化槽	91	6.0%	192	12.8%	282	19.5%	302	22.6%	322	25.3%	324	27.0%	
汚水処理人口合計	472	31.0%	803	53.5%	1,040	72.1%	1,095	82.1%	1,115	87.7%	1,096	91.2%	

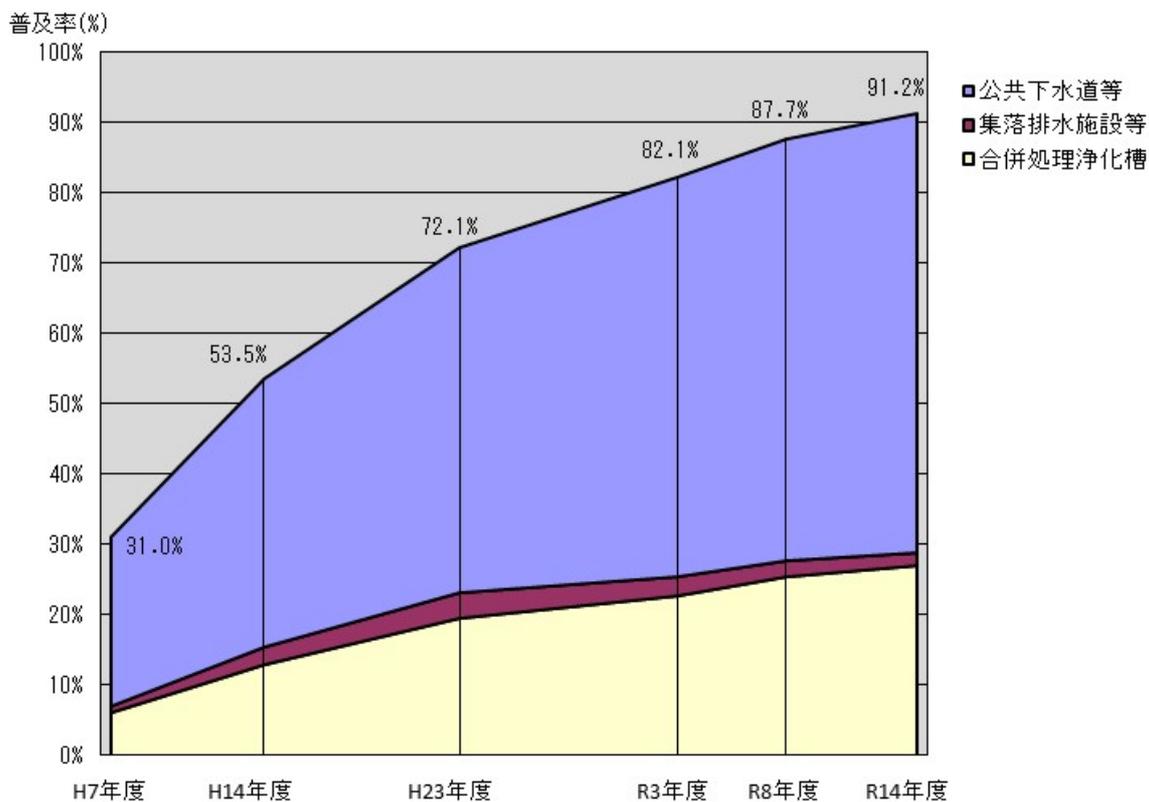


図6 生活排水処理施設別汚水処理人口普及率

市町別の汚水処理人口普及率については、表13から表16に示すとおり、着実に普及率が向上することとなり、目標年度において汚水処理人口普及率が80%未満の市町は、5市町のみとなります。

表13 市町別汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率	基準年度 (令和3年度)			中間目標年度 (令和8年度)			目標年度 (令和14年度)		
	市	町	計	市	町	計	市	町	計
90%以上	1	1	2	3	1	4	6	1	7
80~90%未満	6	1	7	5	1	6	2	6	8
70~80%未満	1	1	2	0	5	5	3	0	3
60~70%未満	3	4	7	3	1	4	0	2	2
60%未満	0	2	2	0	1	1	0	0	0

表 14 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和3年度末）

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）								汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処 理浄化 槽	合計	
松山市	505,521	329,129	657	203				123,655	453,644	89.7%
今治市	152,532	92,809	6,853	12,929	562		167	19,499	132,819	87.1%
宇和島市	70,798	16,030			740			26,312	43,082	60.9%
八幡浜市	31,578	22,811	1,037		477			3,630	27,955	88.5%
新居浜市	116,052	74,626						20,762	95,388	82.2%
西条市	106,265	63,858						19,149	83,007	78.1%
大洲市	40,948	8,260		954				15,428	24,642	60.2%
伊予市	35,954	17,772	888	2,018		27		8,091	28,796	80.1%
四国中央市	83,944	53,842					343	17,389	71,574	85.3%
西予市	35,564	10,275		8,362				3,954	22,591	63.5%
東温市	33,275	23,566		2,245				4,341	30,152	90.6%
上島町	6,283		4,801	995			132	337	6,265	99.7%
久万高原町	7,564	2,952		1,521				1,087	5,560	73.5%
松前町	30,281	10,307						9,133	19,440	64.2%
砥部町	20,448	7,046		310				8,998	16,354	80.0%
内子町	15,621	4,903						5,852	10,755	68.8%
伊方町	8,597		3,664		696		57	953	5,370	62.5%
松野町	3,726							1,975	1,975	53.0%
鬼北町	9,643			2,101				3,958	6,059	62.8%
愛南町	19,868			1,602	704			7,393	9,699	48.8%
市計	1,212,431	712,978	9,435	26,711	1,779	27	510	262,210	1,013,650	83.6%
町計	122,031	25,208	8,465	6,529	1,400	0	189	39,686	81,477	66.8%
合計	1,334,462	738,186	17,900	33,240	3,179	27	699	301,896	1,095,127	82.1%

表 15 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和 8 年度末）

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）							合計	汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処 理浄化 槽		
松山市	498,500	343,330	648	199				129,627	473,804	95.0%
今治市	138,800	83,180	6,110	9,520	520		160	26,530	126,020	90.8%
宇和島市	63,949	15,652			668			26,012	42,332	66.2%
八幡浜市	28,350	20,530	933		429			3,590	25,482	89.9%
新居浜市	114,000	77,637						23,568	101,205	88.8%
西条市	102,000	67,510						17,820	85,330	83.7%
大洲市	37,320	8,907		893				15,835	25,635	68.7%
伊予市	32,800	16,159	866	1,823		23		9,291	28,162	85.9%
四国中央市	79,834	51,733					326	18,586	70,645	88.5%
西予市	32,518	12,649		4,857				4,954	22,460	69.1%
東温市	32,636	23,712		2,074				5,515	31,301	95.9%
上島町	6,149		4,742	965			113	306	6,126	99.6%
久万高原町	6,981	2,734		1,404				1,272	5,410	77.5%
松前町	28,976	11,481						10,585	22,066	76.2%
砥部町	19,200	8,380		291				7,288	15,959	83.1%
内子町	14,284	4,431						6,205	10,636	74.5%
伊方町	7,060		3,009		571		59	928	4,567	64.7%
松野町	3,197							2,295	2,295	71.8%
鬼北町	8,710			1,908				4,346	6,254	71.8%
愛南町	17,079			1,553	683			7,423	9,659	56.6%
市計	1,160,707	720,999	8,557	19,366	1,617	23	486	281,328	1,032,376	88.9%
町計	111,636	27,026	7,751	6,121	1,254	0	172	40,648	82,972	74.3%
合計	1,272,343	748,025	16,308	25,487	2,871	23	658	321,976	1,115,348	87.7%

表 16 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和 14 年度末）

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）							合計	汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処 理浄化 槽		
松山市	486,740	336,711	633	195				128,937	466,476	95.8%
今治市	127,640	79,070	6,050	6,560	70			31,440	123,190	96.5%
宇和島市	55,868	15,198			585			25,075	40,858	73.1%
八幡浜市	24,489	17,792	809		372			3,553	22,526	92.0%
新居浜市	108,900	75,654						26,315	101,969	93.6%
西条市	95,800	67,160						16,060	83,220	86.9%
大洲市	33,904	8,246		821				15,947	25,014	73.8%
伊予市	31,240	16,390	794	1,170		15		9,530	27,899	89.3%
四国中央市	75,073	54,998						14,554	69,552	92.6%
西予市	28,937	12,716		3,166				6,184	22,066	76.3%
東温市	31,230	22,844		1,885				5,278	30,007	96.1%
上島町	5,640		4,358	886			94	279	5,617	99.6%
久万高原町	5,990	2,347		1,204				1,241	4,792	80.0%
松前町	28,258	11,739						12,221	23,960	84.8%
砥部町	17,900	9,981		273				5,428	15,682	87.6%
内子町	12,709	3,943						6,505	10,448	82.2%
伊方町	7,020		2,993		571		73	1,112	4,749	67.6%
松野町	2,847							2,365	2,365	83.1%
鬼北町	7,723			1,694				4,664	6,358	82.3%
愛南町	14,582			1,497	658			7,459	9,614	65.9%
市計	1,099,821	706,779	8,286	13,797	1,027	15	0	282,873	1,012,777	92.1%
町計	102,669	28,010	7,351	5,554	1,229	0	167	41,274	83,585	81.4%
合計	1,202,490	734,789	15,637	19,351	2,256	15	167	324,147	1,096,362	91.2%

令和3年度末



令和8年度末



令和14年度末

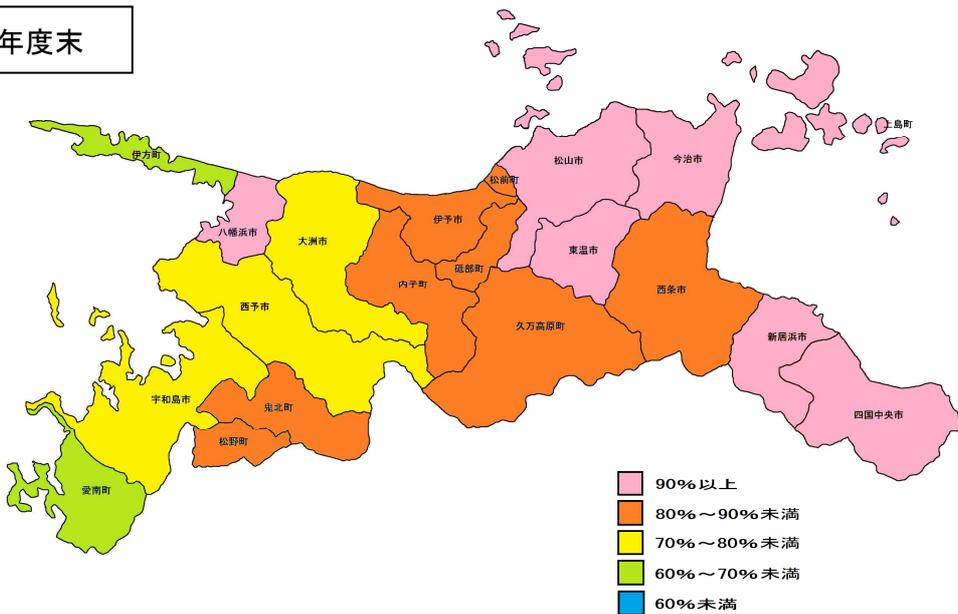


図7 污水处理人口普及率の推移

(3) 地域別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

目標年度における汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の状況を市町別に整理すると、図8に示すとおりです。

大部分の市町で80%以上の普及率が達成される予定です。

また、人口規模別の汚水処理人口普及率についても、図9に示すとおり、人口規模による大きな格差が改善され、人口規模「30万人以上」及び「10万人～30万人」で95%を超えるほか、いずれの人口規模についても、80%以上の普及率となっています。

そして、汚水処理人口普及率の地域間における最大と最小の格差については、表18に示すとおり、市町別の格差は令和3年度2.0倍から令和14年度1.5倍に、地域別格差は1.4倍から1.2倍に、人口規模別格差は1.4倍から1.2倍にそれぞれ改善する計画となっています。

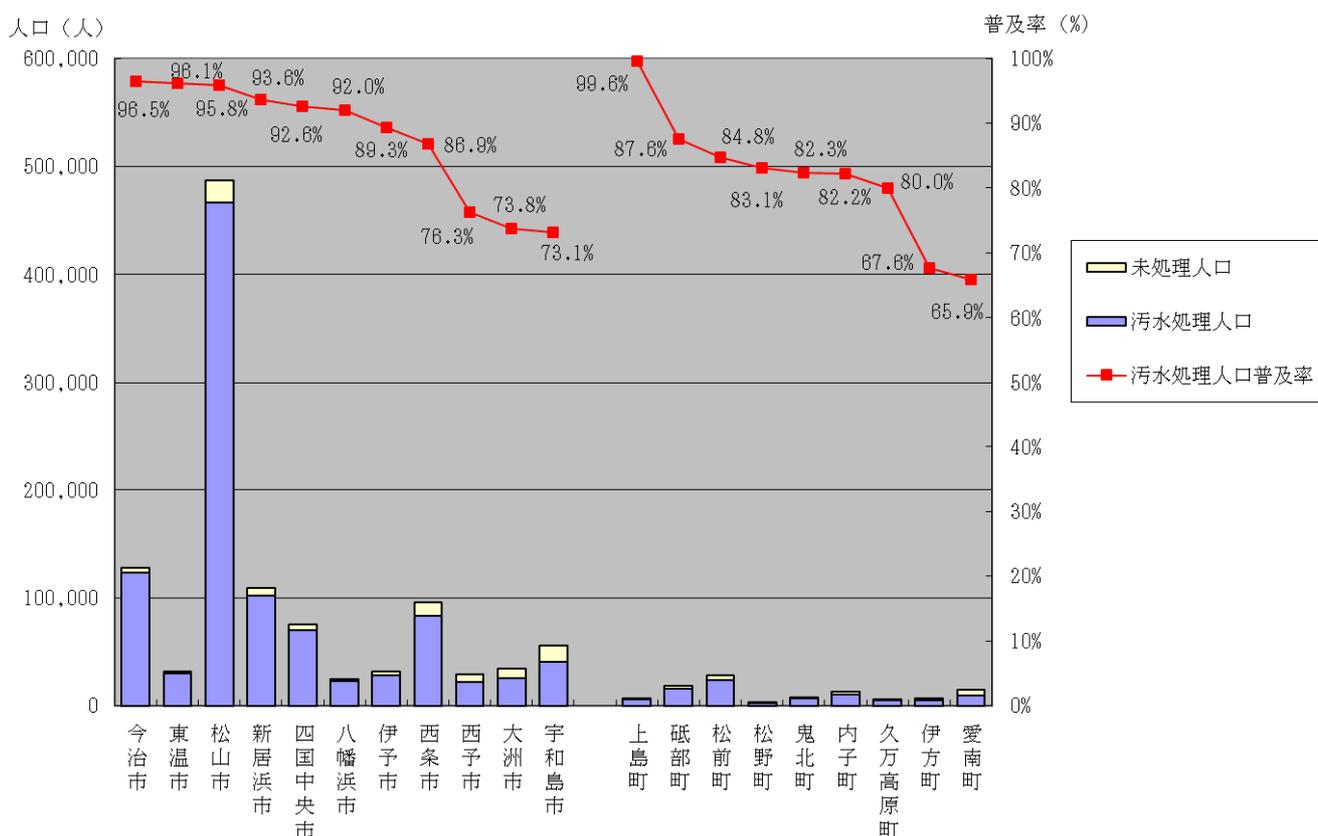


図8 市町別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（令和14年度末）

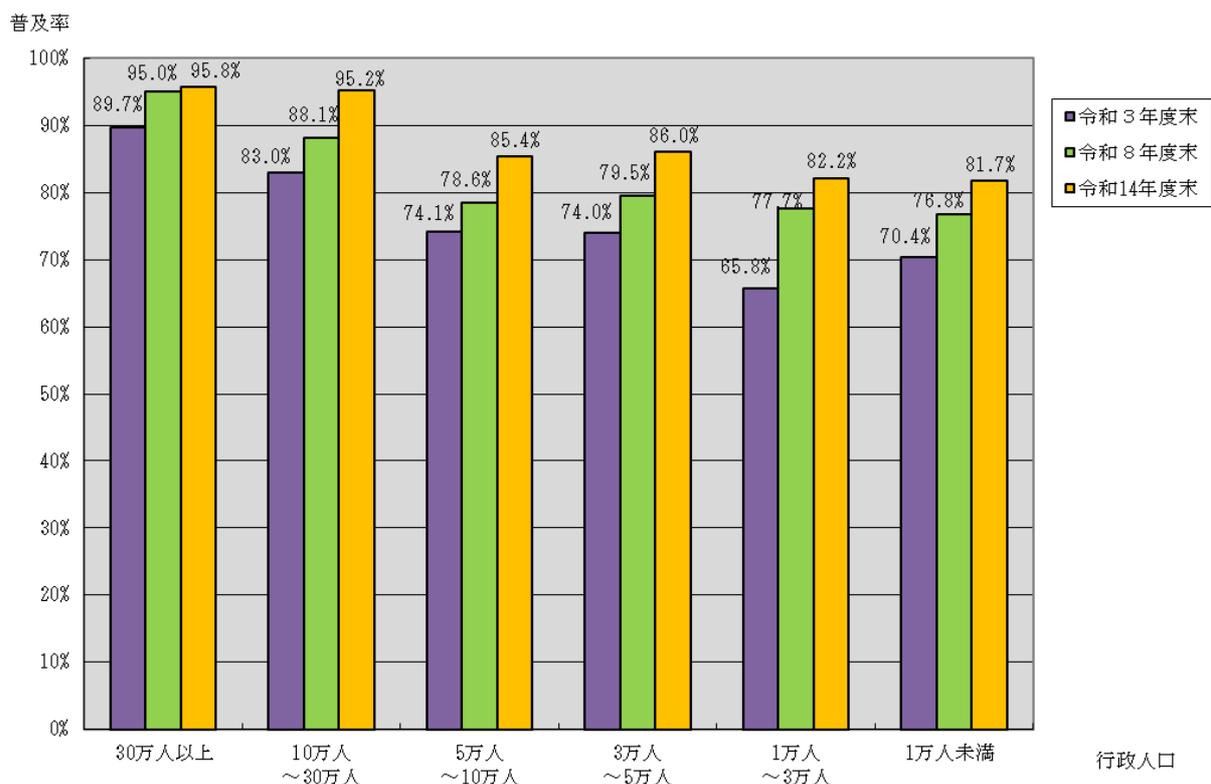


図9 人口規模別の汚水処理人口普及率

表17 人口規模別市町一覧

(令和14年度末)

人口規模	対象市町
30万人以上	松山市
10万人～30万人	今治市・新居浜市
5万人～10万人	宇和島市・西条市・四国中央市
3万人～5万人	大洲市・伊予市・東温市
1万人～3万人	八幡浜市・西予市・松前町・砥部町・内子町・愛南町
1万人未満	上島町・久万高原町・伊方町・松野町・鬼北町

表18 汚水処理人口普及率地域間格差

(令和14年度末)

	最大	最小	格差
市町別普及率	99.6%	65.9%	1.5倍
	上島町	愛南町	(令和3年度2.0倍)
地域別普及率	94.6%	76.6%	1.2倍
	中予	南予	(令和3年度1.4倍)
人口規模別普及率	95.8%	81.7%	1.2倍
	30万人以上	1万人未満	(令和3年度1.4倍)

2 生活排水処理施設からの発生汚泥

生活排水処理施設から発生する汚泥（濃縮汚泥）については、表 19 に示すとおり、中間目標年度において 2,382m³/日、目標年度において 2,270m³/日の汚泥が発生すると予測され、このうち、集合処理施設からは 1,714m³/日、1,672m³/日、合併処理浄化槽からは 398m³/日、401m³/日の発生が見込まれます。集合処理施設及び合併処理浄化槽からの発生汚泥は横ばいで推移しますが、一方で、単独処理浄化槽及びし尿処理場からの発生汚泥が減少するため、発生汚泥量としては、基準年度から減少で推移すると見込まれます。

公共下水道の下水汚泥については、約半分（令和 3 年度推定活用率：53.9%）が肥料や土壌改良材等として再利用されているところですが、第五次えひめ循環型社会推進計画（令和 7 年度活用目標値：約 85%）に基づき、今後も引き続き、肥料、土壌改良材、園芸用土壌等緑農地用資材としての利用及び焼却による焼却灰や溶融スラグのセメント原料等建設資材への利用やバイオマス、エネルギー資源としての有効利用を図っていく必要があります。

表 19 生活排水処理施設別発生汚泥量

（単位：m³/日）

生活排水処理施設等の種類		第一次構想 基準年度 (平成7年度末)	第二次構想 基準年度 (平成14年度末)	第三次構想 基準年度 (平成23年度末)	第四次構想		
					基準年度	中間目標年度	目標年度
					(令和3年度末)	(令和8年度末)	(令和14年度末)
集合処理	公共下水道（注）	711	1,186	1,487	1,649	1,667	1,638
	農業集落排水施設	6	47	68	53	42	32
	漁業集落排水施設	2	5	6	3	3	3
	コミュニティ・プラント	14	11	11	1	1	0.1
小計		733	1,249	1,573	1,706	1,714	1,672
合併処理浄化槽		124	247	271	353	398	401
生活排水処理施設計		857	1,496	1,844	2,059	2,112	2,073
単独処理浄化槽		412	306	332	229	140	109
し尿処理場		808	408	273	201	131	88
合計		2,077	2,210	2,450	2,489	2,382	2,270

（注）特定環境保全公共下水道を含みます。

3 汚水処理事業広域化・共同化計画

公共下水道や集落排水処理施設などの汚水処理事業については、人口減少による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来など、近年、経営環境は厳しさを増していることから、県では、別途、令和5年3月（見込み）に「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定し、より一層の事業の効率化を促進することとしています。

広域化・共同化計画では、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、委託業務の共同発注及び災害対応の広域連携の4項目について取りまとめ、表20のとおり、各取組みのロードマップを定めており、今後は、PDCAサイクルによる進行管理により、着実に汚水処理事業の広域化・共同化を進めることとしています。

表 20 汚水処理事業広域化・共同化計画ロードマップ

項目	市町等	施設の種類	受入施設	廃止施設	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）	
					令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度	
(1) 汚水処理施設の統廃合								
	全市町 全事務組合	—	—	—	設備更新等の機会を捉え、統廃合の検討を継続	同左	同左	
	四国中央市	公共下水道とし尿処理施設の統廃合	四国中央市川之江浄化センター	アイ・クリーン	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定			
	新居浜市	公共下水道とし尿処理施設の統廃合	新居浜市下水処理場	衛生センター	統廃合済み			
今治市	公共下水道の統廃合	公共下水道と集落排水施設の統廃合	北部終末処理場	小部浄化センター	統廃合済み			
			今治下水浄化センター	朝倉地区クリーンセンター 朝倉下地区水処理施設 古谷地区クリーンセンター	統廃合計画の検討	統廃合計画の検討 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定	
			大西水処理センター	九王水処理センター 宮脇水処理センター 山之内水処理センター	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定		
			吉海浄化センター	椋名地区処理場	統廃合計画の検討	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定		
			伯方浄化センター	北浦東地区浄化センター	統廃合済み			
			井口浄化センター	盛地区浄化センター 瀬戸崎地区浄化センター	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定		
			宮浦浄化センター	大三島北地区処理施設	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定			
	集落排水施設の統廃合	集落排水施設とコミプラの統廃合	朝倉地区クリーンセンター	太ノ原・野田地区クリーンセンター 山越地区クリーンセンター 野々瀬地区クリーンセンター 清水地区し尿処理施設 緑ヶ丘団地コミプラ	統廃合済み			
			九和地区処理施設	与和木地区処理施設	統廃合完了予定			
			野々江地区処理施設	口総地区処理施設	統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定		
	東温市	集落排水施設の統廃合	集落排水施設とコミプラの統廃合	九和地区処理施設	玉川グリーンハイソコミプラ	統廃合計画の検討	統廃合完了予定	
	伊予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	伊予市下水浄化センター	大平地区農業集落排水処理施設	統廃合計画の検討	統廃合計画の検討	統廃合完了予定	
松山衛生事務組合 久万高原町	し尿処理施設の統廃合	松山衛生ecoセンター	久万高原町環境衛生センター	令和4年4月統廃合完了				
西予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	西予市宇和浄化センター	永長浄化センター 神野久浄化センター 田之筋浄化センター 中川浄化センター	統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定			
伊方町	公共下水道と集落排水施設の統廃合	九町浄化センター	田之浦処理場	統廃合計画の検討	統廃合完了予定			
愛南町	集落排水施設の統廃合	家串クリーンセンター	平瀨クリーンセンター	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定				

項目	市町等	内容	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）										
			令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度										
(2) 汚泥処理の共同化															
	東予ブロック	汚泥の共同処理を実施	各ブロックで共同化処理の検討を継続	同左	同左										
	中予ブロック	汚泥の共同処理を実施	松山市内4か所の公共下水道の汚泥を集約し、固形燃料化を実施	中予ブロックでの共同化を検討	同左										
(3) 委託業務の共同発注															
	全市町	ICTの整備	施設ごとに更新等の機会を捉え、ICT整備の検討を継続	同左	施設統廃合や市町内での整備状況を踏まえ、市町間での共同化を検討										
	全市町	企業会計に関する財政システムの導入	市町ごとに公営企業会計への移行等を踏まえ、検討を継続	同左	施設統廃合や市町内での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討										
	全市町 全事務組合	台帳の電子化	市町等ごとに国の標準仕様等を基に、電子化の検討を継続	同左	施設統廃合や市町等内での電子化状況を踏まえ、市町間での共同化を検討										
	全市町	包括的民間委託の実施	市町ごとに包括的民間委託導入の検討を継続 導入済みの市町等は、更に高いレベルの導入を検討	同左	施設統廃合や市町内での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討										
(4) 災害対応の広域連携															
	県 全市町 全事務組合	緊急時対応訓練の実施	県の施策担当課が主導し、汚水処理施設の種類ごとに訓練を実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>汚水処理施設</th> <th>施策担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道</td> <td>都市整備課</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>農地整備課</td> </tr> <tr> <td>漁業集落排水施設</td> <td>漁港課</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>循環型社会推進課</td> </tr> </tbody> </table>	汚水処理施設	施策担当課	公共下水道	都市整備課	農業集落排水施設	農地整備課	漁業集落排水施設	漁港課	し尿処理施設	循環型社会推進課	PDCAを実施のうえ、緊急時対応訓練を継続実施	同左
汚水処理施設	施策担当課														
公共下水道	都市整備課														
農業集落排水施設	農地整備課														
漁業集落排水施設	漁港課														
し尿処理施設	循環型社会推進課														

4 公共用水域の水質改善効果

これまでの生活排水処理施設の整備等に伴う効果により、図10のとおり、各河川ともにBOD値は低減又は横ばいで推移しており、一定の水質改善を確認することができます。

今後、各市町において本構想に沿った施設整備が進捗することに伴い、更なる水質改善が見込まれるとともに、現在、環境基準未達成の河川についても達成することが期待されます。

なお、今後も環境監視を徹底し、達成状況を確認していくこととしています。

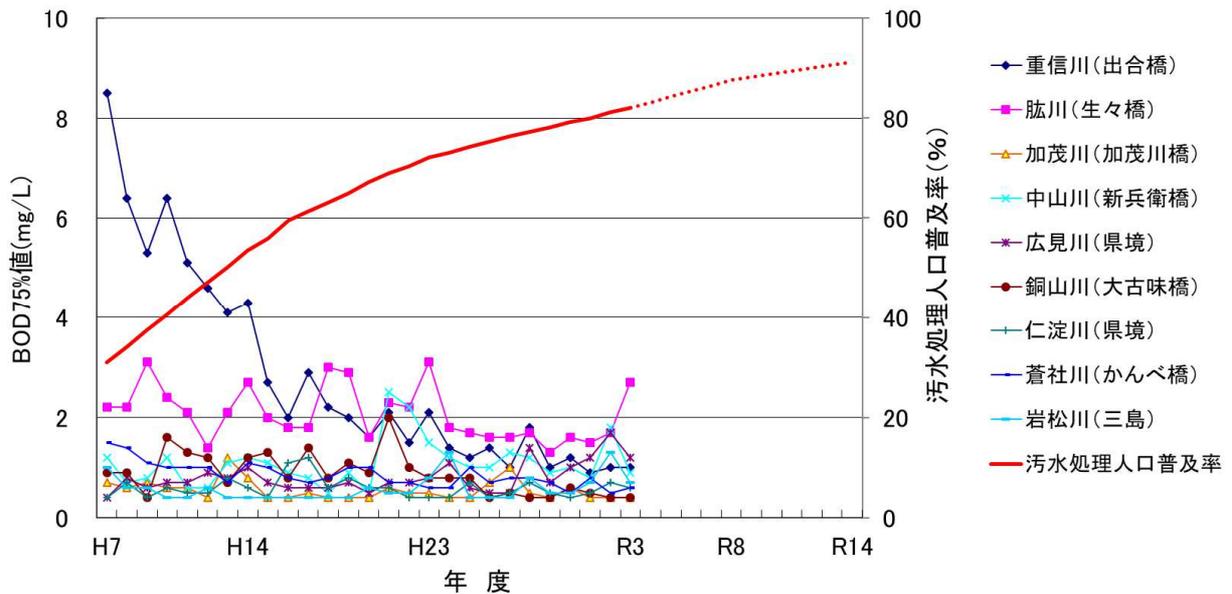


図10 河川のBOD測定結果及び汚水処理人口普及率

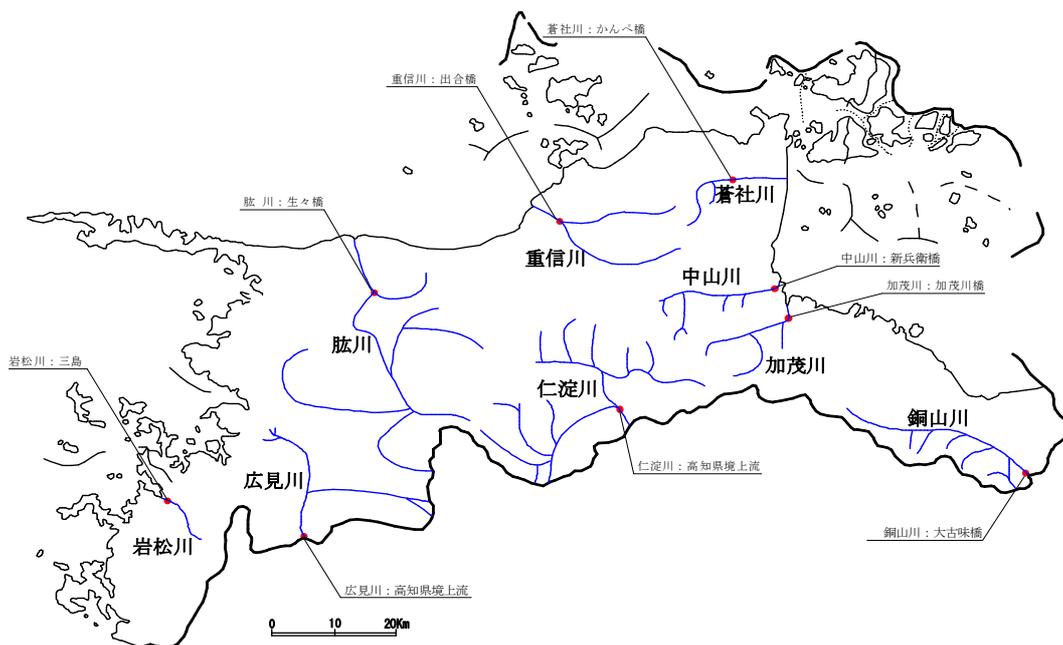


図11 県内河川の水質評価点

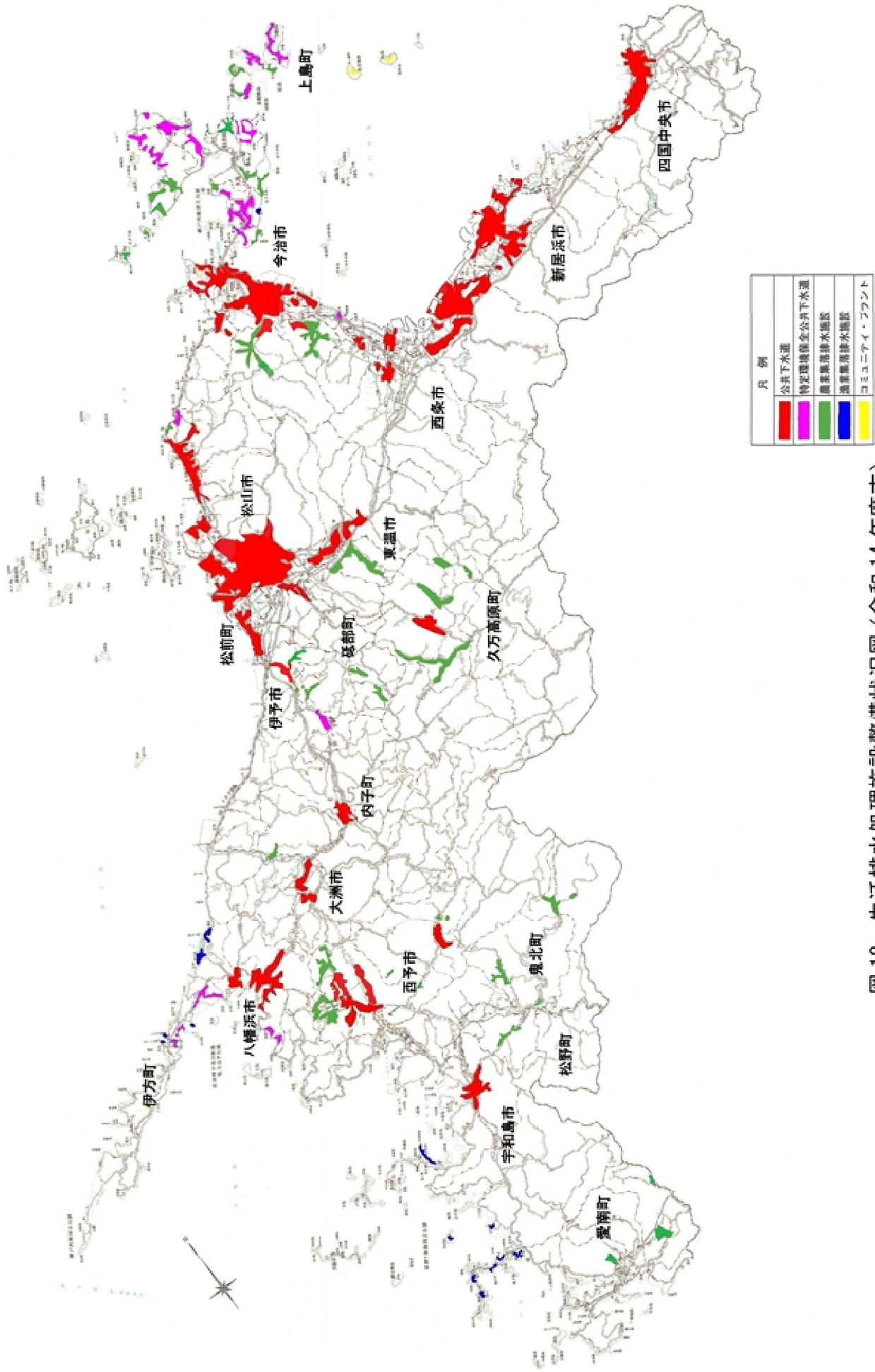


図 12 生活排水処理施設整備状況図（令和 14 年度末）

第4章 生活排水処理対策の推進

1 生活排水処理対策の基本方針

生活排水処理対策の現況と課題を踏まえ、生活排水処理対策の目標が計画的に達成されるよう、次の5項目を施策の基本方針として、生活排水処理対策を推進します。

- (1) 生活排水処理施設の整備拡大及び地域間格差の是正
- (2) 県民と行政の協働
- (3) 執行体制強化と財源の確保
- (4) 維持管理体制の整備
- (5) 資源の有効利用の推進



高茂岬

2 具体的な施策の展開

(1) 生活排水処理施設の整備拡大及び地域間格差の是正

面的整備の促進

- 集合処理施設については、生活排水処理の計画区域で供用が開始されるよう事業を積極的に推進します。
- 個別処理施設（合併処理浄化槽）については、市町が設置及び維持管理まで行う公共浄化槽等整備推進事業を積極的に推進します。

施設の広域化・共同化

- 持続的な汚水処理事業の運営体制確立に向けて、「下水道広域化推進総合事業」などを活用し、複数の地方公共団体間における広域化・共同化、さらには、他分野との連携により、限られた人材の有効活用や管理の効率化を図ります。

施設の高度処理化

- 公共用水域の富栄養化につながる窒素含有量及び磷含有量を削減するための高度処理施設の導入を促進します。

生活排水対策重点地域における取り組みの強化

- 生活排水対策重点地域においては、地域ごとに策定されている「生活排水対策推進計画」に基づき公共用水域の水質改善が達成されるよう事業の推進に努めます。

(2) 県民と行政の協働

県民の理解と協力

- 県民に対し、第四次構想及び市町計画の周知と理解の促進を図ります。
- 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び下水道処理区域等における接続の向上を促進します。
- 生活排水処理施設の未整備地区を重点に、食用廃油の流出防止や洗剤の適正使用等の生活排水対策を促進します。

情報の公開

- 市町の生活排水対策の実施状況及び公共用水域水質測定結果などの情報を積極的に公開して、生活排水処理施設等の必要性について理解を促進します。

生活排水処理施設整備に関する啓発

- 生活排水処理施設を円滑に整備し、機能を十分発揮させるとともに、水環境の保全を図るため、環境講座の開催など生活排水対策に関する環境学習の充実に努めます。

(3) 執行体制強化と財源の確保

執行体制の強化

- 県庁内の生活排水処理施設担当課において、事業の進行管理、連絡調整等の相互連携を図ります。
- 県と市町の連携を一層深めるとともに、市町担当職員の資質向上のため、生活排水対策研修会の開催及び各施設整備事業に関する情報提供を行います。

財源の確保

- 国庫補助及び交付金に係る制度拡充等について、予算枠の増額、補助対象の拡大、補助率引き上げなどを国に対し積極的に働きかけます。
- 汚水処理事業の広域化・共同化により、コスト削減に努めます。

(4) 維持管理体制の整備

維持管理体制の効率化及び適正化

○人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化の課題に対応するため、汚水処理施設全体の広域化・共同化や、性能規定発注による処理場等の包括的民間委託の導入など、効率的な維持管理体制への移行を促進します。

維持管理の適正化

○個人が設置している合併処理浄化槽については、法定検査実施の徹底を図ります。
○公共浄化槽等整備推進事業の推進により、市町が設置・管理する合併処理浄化槽の導入拡大を図り、維持管理を徹底します。
○ライフサイクルコストの最小化を図りつつ、持続可能な汚水処理事業の実現を実現するため、ストックマネジメントの導入を積極的に促進します。

耐震対策の強化

○施設の耐震性能の向上を図るとともに、仮に被災しても早期に機能回復が図れる体制づくりを促進します。

(5) 資源の有効利用の推進

汚泥の有効利用

○処理施設から発生する汚泥については、肥料、土壌改良材、園芸用土壌などの緑農地利用資材やセメント原料などの建設資材としての利用、また、消化ガス発電や固形燃料などのバイオマスエネルギーとしての利用など、「第五次えひめ循環型社会推進計画」と連動して有効利用を促進します。

処理水の有効利用

○処理施設からの処理水については、再生水や農業用水等への有効利用を促進します。

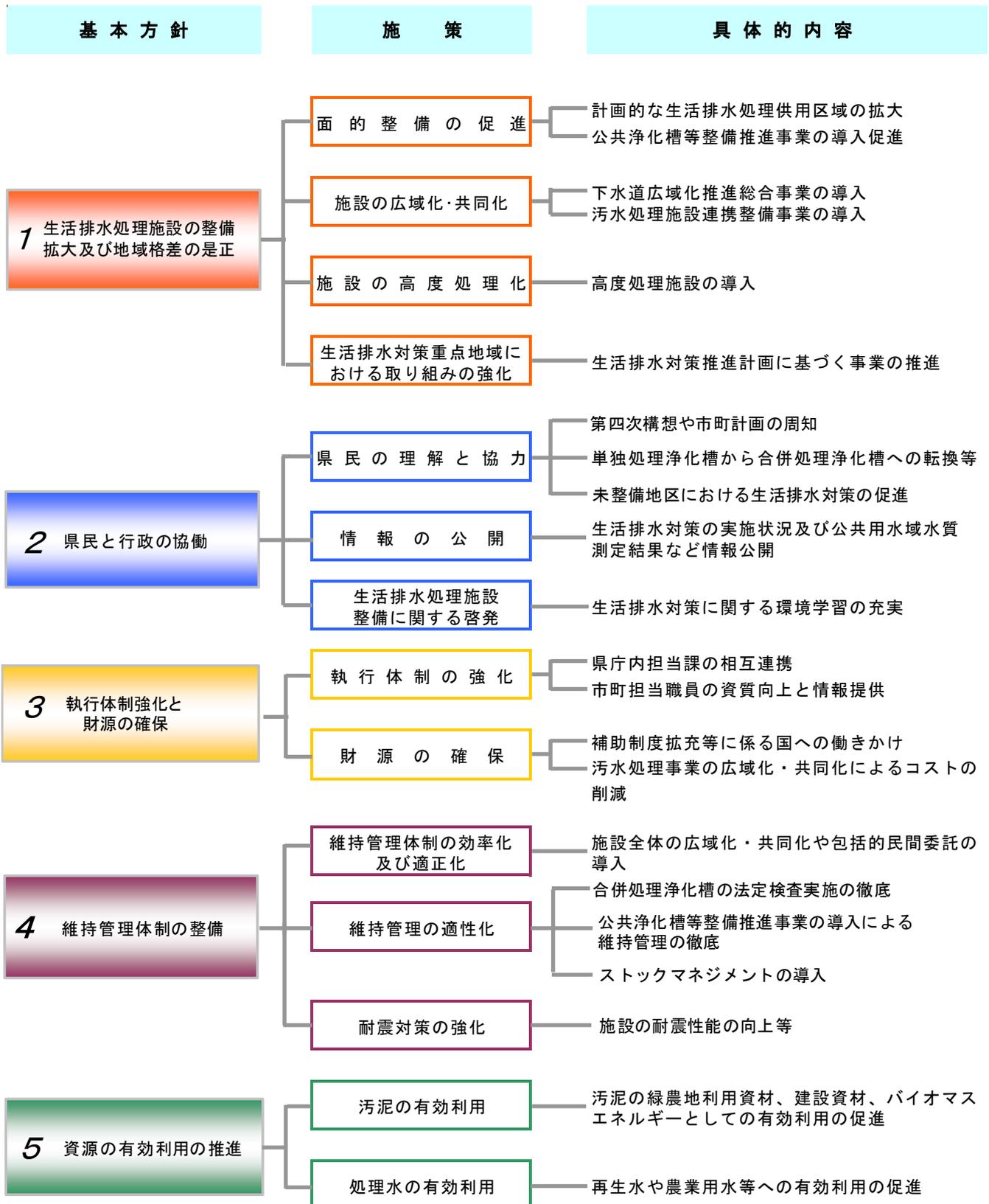


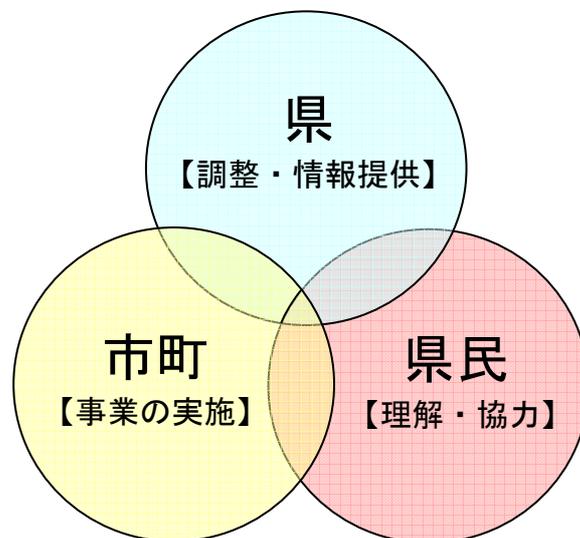
図 13 施策の体系図

3 各主体の役割

生活排水対策を効率的に推進するため、次のとおり、県、市町、県民の果たすべき役割を示し、相互に協力しながら、快適で潤いのある水環境の実現に向けて一体的に取り組めます。

【県の役割】

- 市町が実施する生活排水処理施設整備事業の進捗状況の把握及び各種事業間の調整を行い、構想の進行管理に努めます。
- 生活排水処理施設整備事業に関する市町への助言と研修会開催による市町担当職員の資質向上や情報提供により、効率的な事業の実施を推進します。
- 環境講座の開設など、環境学習の充実により、県民への啓発に努めます。
- 「第五次えひめ循環型社会推進計画」等と連動して、資源の有効利用を推進します。
- 事業実施状況や水質測定結果等の情報を定期的に公開します。



【市町の役割】

- 生活排水処理施設の長寿命化計画又はストックマネジメント計画を策定し、計画的な改築・更新を推進します。
- 構想に基づく生活排水処理の拡充に努めます。
- 各種研修制度の活用等による事業執行体制の強化と財源の確保やコストの一層の削減に努めます。
- 集合処理施設については、効率的な維持管理と高度処理施設の導入に努めるとともに、合併処理浄化槽については、公共浄化槽等整備推進事業を積極的に導入し、維持管理の徹底を図ります。
- 生活排水対策や市町計画について、住民への啓発に努めます。
- 生活排水処理施設から発生する汚泥や処理水の有効利用を推進します。
- 下水道広域化推進総合事業、汚水処理施設連携整備事業を活用し、汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、汚水処理施設等の広域化・共同化に努めます。
- 生活排水対策重点地域においては、生活排水対策推進計画に基づき取り組みの強化を図ります。

【県民の役割】

- 構想の趣旨を理解し、集合処理施設へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の法定検査実施による適正な維持管理など、生活排水処理の徹底と地域の水環境の保全に努めます。
- 集合処理施設による整備計画が予定されていない地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止するため、食用廃油等の流出防止や洗剤の適正使用に努めます。

4 構想の進行管理

庁内関係課で各取組みを着実に実施し、連絡調整等により PDCA サイクルによる進行管理を行い、生活排水処理施設の普及を進めます。

また、令和9年度には、中間目標の結果を踏まえ、必要に応じ、計画の修正や施策の見直しなど、構想の中間見直しを行います。

